

千曲市庁舎行政情報モニター広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、庁舎内に設置する行政情報モニターへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(行政情報モニターの設置場所及び範囲)

第2条 広告を掲載する行政情報モニターの設置箇所及び設置規格は、次のとおりとする。

設置箇所	設置規格
1階市民ロビー	40インチ以上

(広告の掲載期間)

第3条 広告掲載期間は、1年間とする。

2 前項の広告掲載期間は、自動更新により延長することができるものとする。

(広告の募集)

第4条 市は、広告代理店と協定書を締結し、広告代理店が広告主を募集するものとする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し協定書により定めるものとする。

(行政情報モニターの保守等)

第6条 行政情報モニターの設置及び保守は、広告代理店が行うものとする。

2 前項に定める設置及び保守に関する経費は、すべて広告代理店が負担するものとする。

(広告代理店の責務)

第7条 広告代理店は、広告の掲載にあたって次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 掲載場所は、常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 他の広告代理店に使用（又貸し）させないこと。
- (3) 広告掲載以外の目的に使用しないこと。
- (4) 掲載期間の満了又は取り消しによって掲載を終了した場合には、速やかに広告物を削除すること。

(広告掲載の審査)

第8条 申し込みがあった広告主及び広告内容を要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告の原稿案)

第9条 広告の原稿案は、電子媒体により提出するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成30年5月21日から施行する。